

高知市立一宮東小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第13条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。いじめ防止法第2条では、『いじめ』とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定されている。

いうまでもなく、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校において、そのようないじめが起きることのないよういじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」、国及び地方公共団体の方針を受け、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ防止等に向かう本校の姿勢

本校においては全教職員が「いじめは、どの学級にも起こりうるものであり、全児童が関係する問題である」という基本認識に立ち、いじめを起こさない態度・能力の育成を目指して、基本方針に以下の5項目を盛り込む。

- いじめ防止の取組
- 早期発見、早期対応のあり方
- 教育相談体制・生徒指導体制の確立
- 教員の資質向上に資する校内研修の充実
- 基本方針のチェックと見直し

（1）いじめの防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、道徳心を養うための道徳教育や、一人ひとりを大切にする人権教育を進める。人権教育においては、様々な人権課題への認識を深める学習とともに、人々の生き方や願いにふれ、自分や他者の大切さに気付き、互いの個性を認め合えるような学びの場、議論する活動を通して、他の人の喜びや痛みへの想像力を育て、一人ひとりをいじめに向かわせないための素地づくりを図る。具体的な防止策は次の通りである。

- ① いじめ防止の基本は授業づくりや集団づくりにあり、「学級経営ハンドブック」等を活用して児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級風土の実現を図る。
- ② 社会体験や生活体験を通して、児童が人と関わることの喜びや大切さに気付くことができる活動を充実させる。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるために、「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」や「楽しい学校にするためのアンケート」等の活用、「あったかプログラム」等の実践を推進する。
- ④ 教職員の言動により、児童の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

- ① 全教職員が全児童の様子を温かく見守り、丁寧な日常的な観察を行うことにより、児童のわずかな変化でも見逃さない鋭い感覚を養う。
- ② 異変が見られる児童がいる場合は、学年団はもとより生徒指導部や職員会で報告し、全教職員で情報の共有を図る。
- ③ 当該児童については、より多くの目で見守り、積極的に働きかけ、児童に安心感を持たせる。そして、当該児童の悩み等を聴き取り、問題の早期解決を図る。
- ④ 6月と12月の年2回行う「Q・U」と「学校が楽しいアンケート」により、学級内の人間関係を把握する。気になる児童については、個別に話を聴くとともに、情報収集を綿密に行い、状況を的確につかみ、いじめが関わっていないかどうかを精査する。

(3) いじめへの早期対応

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、生徒指導部を中心として、全教職員で協議し、対応策を考え問題の解決にあたる。
- ② いじめが起きたときは、家庭との連携をよりいっそう緊密にし、学校の取組について知らせるとともに、把握した情報を提供する。
- ③ いじめを受けた児童を守り通すことを第一義として、児童や保護者の心情を十分に考慮したうえで、児童の立場に立った継続的な支援・援助を行う。一方、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ継続的な指導及び支援を行う。

3 いじめに対応する校内組織

(1) 生徒指導部

所属する部員で月1回、児童の現状について情報交換し、課題の把握に努める。

(2) 職員会

全教職員で協議する職員会において、気になる児童について情報共有し、対応策を協議する。

(3) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する取組に実効性を持たせるために、必要に応じて開催する。委員は、管理職、生徒指導部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、学校カウンセラーとする。なお、必要に応じて関係教職員の出席を認める。

4 重大事態への対処

いじめ防止法第28条の規定により、学校の設置者又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又その設置する学校の下に組織を設け、質問票その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うために組織を置く場合は、次の者を委員とする。学校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、生徒指導部長、学年主任、養護教諭とする。また、本校教職員以外から、本校学校カウンセラー、本校PTA会長を委員として、また、事案によっては、学校長（委員長）から、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

なお、「重大事態」とは、次のようなことを言う。

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて

いる疑いがあると認めるとき。

5 校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

6 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第 3 条、第 8 条、第 17 条、第 27 条等に規定により、学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、子ども家庭支援センターその他の関係者との連携を図りつつ、学校内外を問わずいじめの防止、及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。

重点的に取り組む内容は、以下の通りである。

- (1) 本基本方針を周知し、保護者や地域の理解を得ながら、家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広める。
- (2) 家庭訪問や各種通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する場を設ける。
- (4) 児童を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。
- (5) 児童相談所や子ども家庭支援センター等と児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。

7 いじめ問題の検証と評価

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見に関する取組に関すること、いじめの発生防止をするための取組に関することの 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

また、「いじめ防止基本方針」については、内容の周知と取組内容のチェック及び見直しを行う。